

平成24年度関東女子倶楽部対抗～報知杯～東京ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 60名)

期日：6月12日(火)

場所：東京国際ゴルフ倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	伊藤 美也子	東京国際	大越 比佐子	相武	岸野 光枝	立川国際	瀬野 ちどり	桜ヶ丘
2	8:09	飯島 和子	東京よみうり	関野 チエ子	武蔵野	高橋 依巳	GMG八王子	遠藤 節子	八王子
3	8:18	小俣 静江	東京五日市	宮 美佳	GMG八王子	伊藤 早苗	相武	牧野 徳子	桜ヶ丘
4	8:27	土方 紀子	武蔵野	越川 富士子	東京五日市	菊地 眞澄	多摩	足立 卷子	東京国際
5	8:36	池 智恵子	立川国際	大貫 啓子	府中	松浦 昭子	東京よみうり	上平 陽子	八王子
6	8:45	古澤 トモ子	府中	秋田 のぶ子	武蔵野	大越 景子	青梅	伊藤 彩子	多摩
7	8:54	杉本 てい子	相武	両角 晶子	府中	河野 多恵子	GMG八王子	竹内 律子	東京国際
8	9:03	松本 由利	桜ヶ丘	渡部 寛美	東京よみうり	関澤 由美子	青梅	松本 洋子	東京五日市

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:00	大木 君江	青梅	寺井 恵美	府中	伊原 節子	多摩	安彦 真佐子	東京五日市
10	8:09	泉口 礼子	東京国際	金井 佳代	立川国際	小林 道子	青梅	国保 秀子	多摩
11	8:18	矢島 ひろみ	府中	金子 公子	東京よみうり	加藤 浪江	武蔵野	宮本 淳愛	八王子
12	8:27	浅見 玉江	相武	増田 厚子	青梅	阿部 淳子	桜ヶ丘	番場 とし子	GMG八王子
13	8:36	上條 貴美子	立川国際	山内 啓子	東京国際	三好 枝理可	東京よみうり	福田 光子	相武
14	8:45	中村 良枝	GMG八王子	松下 由美子	桜ヶ丘	大山 孝子	東京五日市	坂本 晴子	八王子
15	8:54	橋本 裕美子	多摩	小平 秀子	八王子	松島 君子	立川国際	松永 てる美	武蔵野

競技委員長 岩田 淳子

平成 24 年度 関東女子倶楽部対抗東京ブロック予選競技

開 催 日 : 6 月 12 日(火)

開催コース : 東京国際ゴルフ倶楽部

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定や選手への通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競 技 の 条 件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
- (2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : }
陰悪な気象状況による即時中断 : } 本部より放送、または競技委員を通じて競技者に連絡する。
プレーの再開 : }

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。

3. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

4. 動かさない障害物(規則 24-2)

- a. 排水溝
- b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
- c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)

5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール

2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球またはスタンスがこのカート道路の上にある場合、競技者は規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。

6. 防球ネット

2 番ホールパッティンググリーン周りの防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイント決めなければならない。

7. 高压送電線

13 番ホールにおいて、球が高压送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(ゴルフ規則 20-5)。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

注 意 事 項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、競技者は規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 5 箱(120 球)を限度とする。

競技委員長 岩田 淳子